長野県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について

高校教育課・特別支援教育課

１　策定の背景

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条（令和８年４月１日施行）に基づき策定するものである。

（第８条）　教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して、当該教育委員会が服務を監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画を定めるものとすること。

２　計画の概要

本計画は教職員が存分に子どもと向き合える時間的余裕や精神的ゆとりを確保するため、必要な業務量管理・健康確保措置について、県教育委員会と県立学校が取り組むべき事項をまとめたものであり、「学校における働き方改革推進のための方策」及び「第４次長野県教育振興基本計画」における「教職員自身のウェルビーイング向上のための働き方改革」を実行するための行動計画としても位置付ける。

３　期間

令和８年度から令和 11 年度の４年間

４　対象

県立高等学校、県立特別支援学校、県立附属中学校

５　計画に定める目標

（１）　時間外在校等時間に係る目標

・１年間における１ヵ月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度に削減する。

（２）ワーク・ライフ・バランス、働きがい等に関する目標

・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。
・男性の育児参画に関する休暇の取得率を 100％とする。

６　今後のスケジュール

・令和８年３月中　　県ホームページにて公表
・令和８年度６月　　議会文教委員会にて策定の報告
・令和８年度中　　総合教育会議にて策定の報告
・令和 9 年度以降毎年度　計画の実施状況（目標達成状況含む）を、県ホームページ等で公表、教育委員会定例会、総合教育会議にて報告

長野県立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

令和８年４月

長野県教育委員会

目 次

１．計画の趣旨・現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３．計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容 ・・・２

５．関連する取組、今後のフォローアップについて ・５

１．計画の趣旨・現状

（１）計画の趣旨

本計画は、子どもの豊かな学びのため、教職員一人ひとりが、心身の健康を保ちながら、いきいきとやりがいを感じて、充実した豊かな教職員生活を送れるよう、職場環境を整えるための行動計画である。

社会の多様化等により学校の業務も多忙化しており、教職員の時間外勤務時間の増大、心理的負荷の増大、事務作業の過多等が生じているが、学校現場だけでは解決できない課題も多い。そのような中、行政、教育、学校、産業、大学、保護者等、学校を取り巻く多様な立場の関係者により「一人ひとりの学びたいを叶えるため、先生が子どもと向き合えるよう応援します」という共同宣言を令和７年９月に発出したところである。

子どものウェルビーイングの実現のためには、教職員のウェルビーイングの実現が欠かせない。本計画では、教職員が存分に子どもと向き合える時間的余裕や精神的ゆとりを確保するため、必要な業務量管理・健康確保措置について、県教育委員会と県立学校が取り組むべき事項をまとめている。

なお、本計画は「学校における働き方改革推進のための方策」及び「第４次長野県教育振興基本計画」における「教職員自身のウェルビーイング向上のための働き方改革」を実行するための行動計画であり、また、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」としても位置付けるものである。

（２）長野県の現状

本県における教育職員の時間外在校等時間[注１]の状況について、令和６年度は以下のとおりであった。

（注１）時間外在校等時間は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和８年４月１日改正）の第３節（１）に定める時間を言い、次の項目は含まない。「自己研鑽の時間」「その他業務外の時間」「業務の持ち帰りの時間」

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

県立高等学校 （附属中学含む）	平均 月 37.27 時間
特別支援学校	平均 月 32.28 時間

- 高等学校では、教員業務支援員等の拡大を図ることにより、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- 特別支援学校では、教頭や専門性サポートチーム、一部の職員等への業務の偏りが課題である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条（令和８年４月１日施行）に基づき本計画を策定するものである。

２．目標

（１）時間外在校等時間に関する目標

・１年間における１ヵ月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度に削減する。

（２）ワーク・ライフ・バランス、働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和６年度の数値】

・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする。

【高等学校（附属中学含む）13.6 日、特別支援学校 15 日】

・男性の育児参画に関する休暇の取得率を 100％とする。

【出産補助休暇　　高等学校（附属中学含む）69.9％、 特別支援学校 68.6％】

【男性育児休暇　　高等学校（附属中学含む）61.4％、 特別支援学校 54.3％】

３．計画の期間

令和８年度から令和 11 年度の４年間を対象とする。

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（１）「業務の３分類」を踏まえた県教育委員会が行う業務の見直し

「子どもの学びをトコトン支える県民の会」では、「学校・教師が担う業務に係る３分類」（平成 31 年中央教育審議会答申）を基に、学校・教員業務の負担軽減等に係る意見交換を実施した。ここで出たアイデアや学校・教員業務の負担軽減等に係る学校関係者間の意見交換等を踏まえ、県教育委員会が推進する措置について記載する。

ア 学校以外が担うべき業務

◆ 放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「３分類」②関係）

・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、保護者や地域等の関係者を含めて再確認する。

◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「３分類」⑤関係）

・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等については、担当者又は学校だけで対応が困難な場合も想定されることから、法律上の問題については、弁護士との法律相談を活用する。また、各学校からの相談に応じ、適切に対応するためにスクールロイヤー等相談窓口の設置を検討していく。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ 給食費や教材費の徴収（「３分類」③関係）

・教員業務支援員等への会計業務の移行を推進していく。

◆ 調査・統計等への回答（「３分類」⑥関係）

・県教育委員会から学校に発出される調査を削減及び厳選するとともに、教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務業務について、電子申請等の回答・集計しやすい形を用いて負荷を軽減する。

◆ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理　（「３分類」⑦関係）

・更新が容易なシステムに順次移管するとともに、日々の運用に向けては生成ＡＩの活用等も進め、効率化を図る。

◆ 校舎の開錠・施錠（「３分類」⑩関係）

・機械警備等の導入により負荷を軽減する

・日直業務の削減、職員間の役割分担の見直し、教員業務支援員の配置等、特定の職員に責任や負担が集中しない環境の整備を進める。

◆ 校内清掃（「３分類」⑫関係）

・教育的意義と業務削減のバランスを考慮し、現場の実情に応じて校内清掃の実施回数や範囲の合理化を推進していく。

◆ 部活動（「３分類」⑬関係）

・高等学校の部活動指導員の配置拡充等を進めるとともに、各種大会の参加チームの在り方、合同チームの引率形式等、クラブ顧問の関わり方について、引き続き主催団体等と検討を進めていく。

◆ スクールバスの添乗業務

・運行会社への外部委託化等を推進していく。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆ 授業準備（「３分類」⑮関係）

・教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務等を補助する教員業務支援員等の支援スタッフを必要に応じて配置する。

◆ 学習評価や成績処理（「３分類」⑯関係）

・授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務処理等について、校務支援システムの機能や自動採点システム等の活用を推進していく。

・入学選抜に係る類似の業務についても、デジタル技術の活用を推進していく。

◆ 学校行事の準備・運営（「３分類」⑰関係）

・学校行事に係る準備や運営について、保護者や地域ボランティアへの協力を推進していく。

◆ 進路指導の準備（「３分類」⑱関係）

・専門人材との協働、教員業務支援員や就労コーディネーターによる就職指導のサポートを促進する。また、地域の企業、福祉事業所、市町村等との連携を推進していく。

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「３分類」⑲関係）

・支援会議に関わる各校の工夫やアイデアを収集・整理し、支援会議の改善ポイントをまとめ、各校に情報提供する。

・医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修や連絡会等で、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことを再確認する。

・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の設置を進める。

◆ 家庭連絡のデジタル化

・一斉メールやアプリを活用した保護者連絡の実施を推進する。

（２）学校における措置の推進

学校の教職員全員が一丸となって連携・協力し、組織的な取り組み等も取り入れながら、学校における以下の措置を着実に推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・教務主任や生徒指導主事等、各分掌のミドルリーダーが校内の課題を的確に把握し、チームで効果的な解決策を導き出せるよう、ＩＣＴを活用して教育職員が抱える課題や解決に向けたアイデアを共有できる体制を整備する。

・授業のアイデア、作成した教材、各自のスケジュール等を共有できるようにＩＣＴを活用し、場所と時間を問わず教育職員同士が継続的に困りごとやノウハウ等を交換し合える体制を推進する。

・教育職員の勤務状況を把握し、限られた時間の中でどの教育活動を優先するかを見定め、それを踏まえた適正な業務量の設定と校務分掌を決定する等、組織マネジメントを実施する。

・学校で行われる学校行事について、それぞれの教育的価値を踏まえ、見直しを図る。

・職務経験が少ない教育職員に、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備する。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。

・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等を見直す。

・放課後の活動時間の勤務時間内での設定、日課表の工夫を行う。

・デジタル技術の活用により、職員会議や分掌業務等の校務を効率化する。

・生徒指導関係の校内会議にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカ

一等の参加を積極的に求め、その会議の開催は勤務時間内を原則とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保に関するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

・各学校においては、「長時間勤務による健康障害防止のための医師による面接指導実施要領」に基づき教育職員に医師による面接指導を実施する。
・各学校においては、11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
・各学校においては、学校における定時退校日を月１回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に３日間以上の学校閉庁日の設定を行う。
・県教育委員会は、業務の持ち帰り時間の把握に努め、その縮減に取り組む。
・県教育委員会及び学校は、１ヵ月時間外在校等時間が 45 時間を超える職員を把握し、業務量の適切な管理を行う。
・県教育委員会は、引き続きストレスチェックを実施するとともに、各学校においては集団分析結果等を活用した職場環境の改善を推進する。

５．関連する取組、今後のフォローアップについて

・取組の着実な実行を図るため、県立学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、長野県のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告することとする。
・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、長野県で導入している出退勤管理システムで把握する。
・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。ただし、管理職や学校職員が無理なく取り組めるよう、学校の実情を踏まえながら進める。
・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させる等、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議等も踏まえつつ、本計画

に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

・保護者、地域の理解を促進するため、知事部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、「長野県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

・働き方改革を一体的に進めるため、各課横断で情報共有を図り、アイデア出しや具体の実践を検討する

・現在、市町村教育委員会及び小中学校向けに作成している働き方改革通信について、対象を県立学校に拡充し情報発信を図る